様式第２号

誓約書

令和　　年　　月　　日

北秋田市長　津谷　永光　様

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

連絡先

私及び入居予定者は、旧秋田銀行阿仁合支店社員用住宅の譲受けにあたり、下記の項目について誓約します。

記

1. 町内会等の地域活動に積極的に取り組むことができます
2. 反社会的勢力等、若しくはそれらと密接な関係ではありません

反社会的勢力とは、次に該当するものをいう。

（1）暴力団：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

（2）暴力団員：法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（3）暴力団準構成員：暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。

（4）暴力団関係企業：暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。

（5）総会屋等：総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

（6）社会運動等標ぼうゴロ：社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

（7）特殊知能暴力集団等：暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。